

議案第十六号

港区監査委員条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区監査委員条例の一部を改正する条例

港区監査委員条例（昭和三十九年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（説明）

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）の施行による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正に伴い、引用している条項番号を変更するため、本案を提出いたします。